

○射水市中小企業支援事業補助金交付要綱

平成31年4月1日

告示第155号

(趣旨)

第1条 この要綱は、射水市補助金等交付規則（平成17年射水市規則第28号。以下「規則」という。）第17条の規定に基づき、射水市中小企業支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、市内の中小企業の経営を支援し、もって地域経済の発展を図るため、補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を行う次の各号に掲げる要件の全てに該当する事業者（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

- (1) 市内に本社（実質的に事業活動が行われている場合に限る。）又は主たる事業所を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）であること。ただし、次条第1項第1号、第2号及び第7号に掲げる補助事業を行う者にあつては、この限りでない。
- (2) 別表で定める補助事業の区分ごとの対象者の欄に掲げる要件に該当するものであること。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める者にあつては、この限りでない。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、市税を滞納している者及び次に掲げる要綱に規定する返還金を本市に対して納付していない者については、補助金を交付しないものとする。

- (1) 射水市中小企業振興資金融資要綱（平成17年射水市告示第100号）
- (2) 射水市小口事業資金あっせん保証融資制度要綱（平成17年射水市告示第101号）
- (3) 射水市小口事業資金緊急経営改善資金制度要綱（平成17年射水市告示第102号）

(補助事業の種類及び内容等)

第3条 補助事業の種類は、次に掲げるとおりとし、その種類ごとの事業の内容、対象者、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

- (1) 創業支援事業
- (2) 商店街等新規出店支援事業
- (3) 販路拡大支援事業（一般枠）
- (4) 販路拡大支援事業（オンライン特別枠）
- (5) 専門家活用支援事業
- (6) 新商品開発支援事業
- (7) IT活用支援事業

(8) 買い物支援事業

- 2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる補助事業について、国、地方公共団体その他これらに準ずると認められる公的機関から補助金等の交付又は補助金に準ずると認められる財政的支援を受ける場合は、これらの補助金等又は支援の対象となった経費は補助金の交付対象としない。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第4条の規定により補助金の交付を受けようとする補助事業者（次条において「申請者」という。）は、同条に規定する補助金等交付申請書に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合には、これを審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、規則第5条第3項に規定する補助金等交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた補助事業者は、当該補助対象事業が完了したときは、完了後30日以内に、規則第12条に規定する補助事業実績報告書に市長が必要と認める書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第7条 市長は、規則第13条の規定により前条の実績報告を受けたときは、これを審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、同条に規定する補助金等確定通知書により、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第8条 前条の規定により補助金額の確定を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第11条第2項に規定する補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

- 2 規則第11条第1項ただし書の規定による補助金の交付については、前項の規定を準用する。

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助金の交付決定を受けた補助事業者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(状況報告)

第10条 規則第9条の規定により、市長は、当該補助事業が完了した日の属する会計年度以降5年間、必要に応じて補助事業者に補助事業の状況報告を求めることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(射水市商店街等新規出店支援事業補助金交付要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 射水市商店街等新規出店支援事業補助金交付要綱（平成25年射水市告示第113号）

(2) 射水市中小企業販路拡大支援事業補助金交付要綱（平成27年射水市告示第58号）

(3) 射水市中小企業専門家活用支援事業補助金交付要綱（平成28年射水市告示第189号）

(4) 射水市創業支援事業補助金交付要綱（平成29年射水市告示第115号）

(経過措置)

3 この告示の施行の際現にこの告示による廃止前の前項各号に掲げる要綱（以下「廃止前の要綱等」という。）の規定により補助金の交付決定を受けた者の補助金については、廃止前の要綱等は、なおその効力を有する。

附 則（令和2年4月1日告示第125号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和3年4月1日告示第131号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和6年4月1日告示第140号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和7年6月1日告示第213号）

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

種類	事業の内容	対象者	補助対象経費	補助率	補助限度額
創業支援事業	1 特定創業支援事業 (産業競争力強化法 (平成25年法律第 98号)第127条 の認定を受けた市町 村の創業支援等事業 計画における同法第 2条第26項に規定	次に掲げる要件の全てに該当するもの 1) 個人にあっては、当該補助事業の完了日において市内に住民登録がある者、法人にあっては、当該補助事業の完了日において市内を	機械設備費、器具 工具備品費、構築 物費、店舗新築 費、改装費、増改 築費、広告宣伝 費、店舗等賃借料 等	2分の 1以内	50万円

	する事業で、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第8条に規定する創業を行う者とする者に対して継続的に行われる事業をいう。次項において同じ。）による支援を受けた者が市内で創業（事業を営んでいない個人が市内で新たに事業を開始すること又は事業を営んでいない個人が市内で新たに設立した会社が事業を開始することをいう。以下同じ。）する事業（次項に規定する事業を除く。）	本社所在地として法人登記がある中小企業者 2) 申請年度内に市内で創業を行う者又は市内で創業を行った日から2年を経過しない中小企業者とし、対象となる業種は、富山県信用保証協会の保証対象となる業種かつ許認可等が必要な業種にあつては、その許認可等を受けていること又は事業完了日までに受ける見込みのあること。 3) 特定創業支援等事業による支援を受けたことを証する証明書を有する者 4) 申請した日の属する会計年度以降2年以上、当該店舗等において、営業を行う意思がある者			
2	特定創業支援事業による支援を受けた者が市内で創業する事業（射水市認定インキュベーション施設を賃借する場合に限る。）	次に掲げる要件の全てに該当するもの 1) 申請年度内に市内で創業を行う者又は市内で創業を行った日から2年を経過しない中小企業者とし、対象となる業種は、富山県信用保証協会の保証対象となる業種かつ許認可等が必要な業種にあつては、その許認可等を受けていること又は	機械設備費、器具工具備品費、構築物費、店舗新築費、改装費、増改築費、広告宣伝費、店舗等賃借料（店舗等賃借料においては、申請者からの申請に基づき、補助限度額の範囲内において当	2分の1以内	50万円

		事業完了日までに受ける見込みのあること。	該補助対象事業に係る補助金の交付		
		(2) 特定創業支援等事業による支援を受けたことを証する証明書を有する者	申請をした年度から起算して3年度分までを補助対象		
		(3) 申請した日の属する会計年度以降2年以上、当該店舗等において、営業を行う意思がある者	経費とすることができ。ただし、申請2年目においては、補助事業者が最初に交付決定を受けた会計委年度における交付決定額と補助限度額との差額に補助率を除いた額を、申請3年目においては1年目及び2年目の交付決定額の合算額と補助限度額の差額に補助率を除いた額をそれぞれ補助対象経費として申請することができ。)		
商店街等新規出店支援事業	中小企業者又は創業を行う者が、商店街等（中新湊商店街、立町商店街、紺屋町商店街、東新町商店街、西新町商店街、旧北陸道こすぎ商盛会、千成商店街、大門商店街その他これらに隣接してい	次に掲げる要件の全てに該当するもの (1) 商店街等における新規出店者（創業支援事業の対象となる者（以下「創業者」という。）を含む。）又は商店街等における店舗の承継人とし、対象となる業種は、小売業、飲食業又はサ	機械設備費、器具工具備品費、構築物費、店舗新築費、改装費、増改築費、広告宣伝費、店舗等賃借料等	2分の1以内	100万円（創業者の場合は130万円）

	る場所で市長が特に認めるもの。ただし、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗を除く。以下同じ。）において、新規に出店する事業とし、出店する店舗は、年代や性別等を問わず、幅広く市民や来訪者が利用できるものであること。 (2) 店舗が所在する区域を地区とする射水市商工会議所又は射水市商工会の推薦を得られる者 (3) 商店街等のにぎわい創出を図るための活動に積極的に参加する意思がある者 (4) 申請した日の属する会計年度以降2年以上、当該店舗等において、営業を行う意思がある者 (5) 同一年度内において、本事業に係る補助金の交付を受けていないこと。	一ビジネス業であって、当該店舗が事務所、施設等に類するものを除き、所在する商店街等の店舗構成に適した業種、富山県信用保証協会の保証対象となる業種及び許認可等が必要な業種にあつては、その許認可等を受けていること又は事業完了日までに受ける見込みのあること。ただし、店舗の承継人にあつては、店舗の改装等を伴う事業を行うものに限る。			
販路拡大支援事業（一般枠）	市内中小企業者が県外又は海外で開催される出展催事（ビジネスマッチング、見本市、展示会、商談会その他こ	次に掲げる要件の全てに該当するもの (1) 富山県信用保証協会の保証対象となる業種かつ許認可等が必要な業種にあつて	会場費、小間装飾費、交通費等	2分の1以内	30万円（海外で開催される出展催事へ出展する事業

	れらに類する催事であ って、パンフレット、 ホームページ等により 広く一般に公開される ものをいう。以下同 じ。)へ出展する事 業。ただし、出展催事 のうち、その場で販売 することを主目的とし たものは除く。	は、その許認可等を受けて いること。 (2) 同一年度内において、本 事業に係る補助金の交付を 受けていないこと。			の場合は5 0万円)
販路拡 大支援 事業 (オン ライン 特別 枠)	市内中小企業者がオン ラインで開催される出 展催事へ出展する事 業。ただし、オンライ ンで販売することを主 目的としたものは除 く。	次に掲げる要件の全てに該当 するもの (1) 富山県信用保証協会の保 証対象となる業種かつ許認 可等が必要な業種にあって は、その許認可等を受けて いること。 (2) 同一年度内において、本 事業に係る補助金の交付を 受けていないこと。	オンラインで開催 される出展催事へ の出展料、コンテ ンツ作成料等	2分の 1以内	15万円
専門家 活用支 援事業	市内中小企業者が経 営、技術等の改善、円 滑な事業承継等を図る ため、専門家派遣事業 (射水商工会議所、射 水市商工会、公益財団 法人富山県新世紀産業 機構、独立行政法人中 小企業基盤整備機構北 陸本部その他これらに 類する事業者(以下 「専門家派遣事業者」 という。)若しくは創	専門家派遣事業者に当該事業 者が指定する実績報告書又は これに類する書類を提出した 日から30日以内に、規則第 4条に規定する補助金等交付 申請書を提出した者とする。	専門家招致に要す る経費(専門家派 遣旅費を除く。)	2分の 1以内	3万円

	業予定者が実施する専門家派遣事業をいう。)を活用する事業				
新商品開発支援事業	市内中小企業者が射水市ビジネス支援センターSwitch IMIZUを継続して利用し、自社の新商品開発を行う事業	次に掲げる要件の全てに該当するもの (1) 市内で商品の開発又は製品の製造を行っていること。 (2) 同一年度内において、本事業に係る補助金の交付を受けていないこと。 (3) 富山県信用保証協会の保証対象となる業種かつ許認可等が必要な業種にあっては、その許認可等を受けていること。	原材料費、機械工 具費等	2 分の 1 以内	2 0 万円
I T 活用支援事業	市内中小企業者が I T 活用事業（自社製品、サービス等の販路開拓又は拡大のため、店舗ホームページ（自社製品又はサービス等の販売を目的としたインターネット上の店舗をいう。以下同じ。）を初めて開設若しくはインターネットショップ（複数の店舗が登録し、顧客がウェブ上で商品やサービスの注文内容及び決済方法を確定するシステムを有しているものをいう。以	富山県信用保証協会の保証対象となる業種かつ許認可等が必要な業種にあっては、その許認可等を受けていることと し、同一年度内において、本事業に係る補助金の交付を受けていないこと。	インターネットシ ョップへの出店等 に係る費用（補助 事業者が最初に交 付決定を受けた会 計年度において、 補助対象経費とし て計上した運営費 （インターネット ショップ月額使用 料等）が 1 2 箇月 分に満たない場合 は、当該年度にお ける補助限度額と の差額に補助率を 除した額を上限と して、翌年度にそ	2 分の 1 以内	1 0 万円。 ただし、既存のインターネットショップの改善に係る経費に対する補助金については、3 万円を限度とする。

	下同じ。)に初めて登録する事業又は既に開設している店舗ホームページ若しくはインターネットショップの改善を行う事業)に参入する事業		の残期間分の運営費を補助対象経費として申請することができる。)、既存のインターネットショップ等の改善に係る費用その他IT活用事業に要する経費		
買い物支援事業	市長が適当と認める事業者が市内で買い物支援サービス事業を行う事業	次に掲げる要件の全てに該当するもの。ただし、国若しくは市の他の補助金を現に受けて事業を実施し、又は受けて実施する予定である場合は、補助金の交付対象としない。 (1) 買い物困難地域で実施する事業を行うものであること。 (2) 2以上の事業主体が連携し、新たに若しくは拡大して実施される事業を行うものであること。ただし、次に掲げる補助事業者については、連携を要しない。 ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に規定する商店街振興組合又は商店街振興組合連合会 イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する事業協同組合、事業協同	備品購入費、システム構築費、消耗品費等	3分の1以内	50万円

		小組合又は協同組合連合 会 ウ 中小企業団体の組織に 関する法律（昭和３２年 法律第１８５号）第３条 に規定する商工組合又は 商工組合連合会 (3) 申請した日の属する会計 年度以降も継続して事業を 行う意思があるものである こと。			
--	--	---	--	--	--

備考

- 1 補助対象経費は消費税及び地方消費税を控除した額とする。
- 2 この表により算出した額に１，０００円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。